÷p 🗀 👉		$\overline{}$		+=	CI=13	
部局名	٠	+	鷡	≀∤∖⊽	ᡂ	ħ

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	五島振興局	上五島支所 建設部 管理·用地課	H27.4.1	平成27年度公園·緑地·海岸飛沫防止带等維持管理業務委託	1,890,000	南松浦郡新上五島町青方郷 1585-1 新上五島町	新上五島町は、「長崎県の事務処理の特例に関する条例」に基づき、岸壁や護岸、野積場等の港湾施設の軽微な維持補修や許可事務等を行っているが、「若松港若松みなと公園、青方港藻操公園及び有川港緑地」は、これらの港湾施設に隣接しており、緑地等の管理を新上五島町が一体的に行うことが効率的、かつ合理的であること、また新上五島町に県と同程度の負担を求めることで適切な維持管理を図ることができること、以上の理由により、新上五島町と随意契約を行うものである。	第167条の2 第1項第2号
2	五島振興局	建設部 道路課	H27.5.1	五島振興局建設部道 路課監督補助業務委 託	17,820,000	大村市池田2-1311-3 (公財)長崎県建設技術研究セン ター	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な公益財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。	弗1垻弗2亏
3	五島振興局	建設部河港課	H27.5.8	五島振興局建設部河 港課積算技術業務委 託	2,916,000	大村市池田2-1311-3 (公財)長崎県建設技術研究セン ター	当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を 作成するものであり、入札参加者等への情報漏え い防止が必要であるとともに、設計書作成に使用す る県の積算システム(プログラム及びデータ)の流 出防止も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接 的な影響を受けず、当該業務の経験も豊かな公益 財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の 相手方として特定する。	第167条の2 第1項第2号

÷p 🗀 👉		$\overline{}$		+=	CI=13	
部局名	٠	+	鷡	≀∤∖⊽	ᡂ	ħ

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
4	五島振興局	上五島支所 建設部 建設課	H27.5.12	五島振興局上五島支 所建設部積算技術業 務委託	10,692,000	大村市池田2-1311-3 (公財)長崎県建設技術研究セン ター	当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を 作成するものであり、入札参加者等への情報漏え い防止が必要であるとともに、設計書作成に使用す る県の積算システム(プログラム及びデータ)の流 出防止も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接 的な影響を受けず、当該業務の経験も豊かな公益 財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の 相手方として特定する。	第167条の2 第1項第2号
5	五島振興局	農林水産部農村整備課	H27.6.1	鐙瀬地区 換地業務委託	20,559,600	五島市福江町1-1 鐙瀬土地改良区	「県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱」第3条により換地業務の委託先は、市町、土地改良区、その他知事が特別に認めた者となっているため。	第167条の2 第1項第2号
6	五島振興局	建設部 道路課	H27.6.16	一般国道384号外4 線道路緑化維持業務 委託	12,150,000	五島市福江町1-1 五島市	当業務は一般国道384号外4線の道路機能や景観等、良好な道路環境を利用者並びに沿道住民に提供することを目的とし、県、市が管理している植樹帯の統一的な維持管理を行うため五島市に委託を行っている。また、市道管理者である五島市では、直轄で「道路美化事業」を実施しており、当事業を効率的に実施できる体制が整っていることから、諸経費等の軽減が可能であり、民間企業に発注するよりも安価で、かつ、四季を通して継続した維持管理を実施することができる。 以上の理由により五島市と委託契約を行うものである。	第167条の2 第1項第2号

並₹目	三夕	· #	皀	堀	齟	E
台以后	77	$\tau$	馬	₹π⊽	ᄪᇳ	Г

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
7	五島振興局	上五島支所 建設部 建設課		一般国道384号道路 改良工事(監督補助 業務委託)	16,200,000	大村市池田2-1311-3 (公財)長崎県建設技術研究セン ター	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な公益財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。	弗1垻弗2亏
8	五島振興局	農林水産部 農村整備課	H27.6.24	牟田地区 換地業務委託	24,062,400	五島市福江町1-1 牟田土地改良区	「県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱」第3条により換地業務の委託先は、市町、土地改良区、その他知事が特別に認めた者となっているため。	第167条の2 第1項第2号
9	五島振興局	農林水産部 農村整備課	H27.6.24	大宝地区 換地業務委託	27,833,500	五島市福江町1-1 大宝土地改良区	「県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱」第3条により換地業務の委託先は、市町、土地改良区、その他知事が特別に認めた者となっているため。	第167条の2 第1項第2号

				_	-		-
피	居名	•	_	ᆮ	ᄠᆖ	터테크	Þ
	<i>1</i> -1-1-1		, ,		TIIV	11517	11

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
10	五島振興局	農林水産部 農村整備課	H27.6.24	鐙瀬地区ほ場整備 実施設計業務委託	13,824,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連合会	測量設計と専門性が求められる換地は密接不可分な関係にあるため契約の相手方が特定されることと、傾斜地で複雑な地形を有する本県の区画整理実施設計において、精度の高い土量計算システムを保有し、土量バランスの良い設計が出来るのは、長崎県土地改良事業団体連合会だけであるため。	第167条の2 第1項第2号
11	五島振興局	建設部 福江空港 管理事務所	H27.8.7	福江空港化学消防車継続検査業務	2,164,338	五島市吉久木町1446-1 旭自動車衛	対象車両が大型で特殊な化学消防車であることから、整備点検に要する設備・能力を有している必要があるが、分解整備用の特殊工具及び大型ジャッキを所持する業者は島内で旭自動車(有)者のみであり、さらに、本業務が福江空港の運用時間終了後の夜間作業となり、検査体制を執ることが可能な業者は上記業者のみであるため、旭自動車(有)と随意契約を行うもの。	第167条の2 第1項第2号
12	五島振興局	建設部河港課	H27.9.25	五島振興局建設部道 路課監督補助業務委 託	9,882,000	大村市池田2-1311-3 (公財)長崎県建設技術研究セン ター	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な公益財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。	第167条の2 第1項第2号

並₹目	三夕	· #	皀	堀	齟	E
台以后	77	$\tau$	馬	₹π⊽	ᄪ	Г

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
13	五島振興局	上五島支所 建設部 建設課	H27.11.16	五島振興局上五島支 所建設部積算技術業 務委託(その2)	6,642,000	大村市池田2-1311-3 (公財)長崎県建設技術研究セン ター	当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊かな公益財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。	第167条の2 第1項第2号
14	五島振興局	管理部 総務課	H27.11.18	五島振興局エレベー ター改修工事	16,740,000	福岡県福岡市中央区2-4-1 東芝エレベータ㈱九州支社	エレベータ改修工事については、既存設備を丸ごと取り替える全撤去リニューアル工法、既存設備の一部を活用する準撤去リニューアル工法及び既存施設の大部分を活用する制御リニューアル工法の3通りの施工方法がある。今回の改修工事においては、既存施設の主要構造を最大限活用することにより、経費削減及び工期短縮を図ることができる制御リニューアル工法を採用することにしているため、当該施工方法において、既存部分と取替部分の部品の互換性が必要であり、同一メーカー以外互換性がないため、施工可能業者は既存設備の製造業者に限定される。	第167条の2 第1項第2号
15	五島振興局	農林水産部 農村整備課	H28.1.28	奈切地区積算参考 資料作成業務委託	1,512,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連合会	県営事業の積算にあたっては、(一社)農業農村整備情報総合センターが直轄用を補助版に改良した積算システムを使用している。長崎県土地改良事業団体連合会は、積算システムに長崎県独自の機能を付加し、長崎県と共同で保守運用を行っている県内唯一の団体である。また、九州農政局、九州各県で構成する農業農村整備事業に関する公共工事に関する協議会の「農業農村整備事業発注者支援機関認定制度」に応募審査を経て、設計、積算、工事監督等の発注関係事務を行うことができる発注者支援機関として認定されており、使用許諾契約に基づく守秘義務を有する。 以上の理由により、長崎県土地改良事業団体連合会を契約の相手方として特定する。	第167条の2 第1項第2号

## 部局名:五島振興局

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
16	五島振興局	農林水産部農村整備課	H28.2.10	大宝·牟田地区変更 積算参考資料作成業 務委託	1,566,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連合会	県営事業の積算にあたっては、(一社)農業農村整備情報総合センターが直轄用を補助版に改良した積算システムを使用している。長崎県土地改良事業団体連合会は、積算システムに長崎県独自の機能を付加し、長崎県と共同で保守運用を行っている県内唯一の団体である。また、九州農政局、九州各県で構成する農業農村整備事業に関する公共工事に関する協議会の「農業農村整備事業発注者支援機関認定制度」に応募審査を経て、設計、積算、工事監督等の発注関係事務を行うことができる発注者支援機関として認定されており、使用許諾契約に基づく守秘義務を有する。 以上の理由により、長崎県土地改良事業団体連合会を契約の相手方として特定する。	第167条の2 第1項第2号
17	五島振興局	建設部 管理·用地課	H28.3.31	平成28年度 漁港環境整備施設等 管理運営業務委託	2,557,440	五島市福江町1-1 五島市	五島市は「長崎県の事務処理の特例に関する条例」に基づき、岸壁や護岸、野積場等の漁港施設の軽微な維持補修や許可事務等を行っているが、「荒川、三井楽、崎山漁港の各環境整備施設等」は、これらの漁港施設に隣接しており、施設の管理を五島市が一体的に行うことが効率的、かつ合理的であること。また、五島市に県と同程度の負担を求めることで適切な維持管理を図ることができる。以上の理由により五島市と随意契約を行うものである。	第167条の2 第1項第2号
18	五島振興局	建設部 管理·用地課	H28.3.31	平成28年度 港湾緑地(福江港、玉 ノ浦港、富江港)管理 運営業務委託	5,275,440	五島市福江町1-1 五島市	五島市は「長崎県の事務処理の特例に関する条例」に基づき、岸壁や護岸、野積場等の港湾施設の軽微な維持補修や許可事務等を行っているが、「福江港、玉ノ浦港、富江港緑地」は、これらの港湾施設に隣接しており、緑地の管理を五島市が一体的に行うことが効率的、かつ合理的であること。また、五島市に県と同程度の負担を求めることで適切な維持管理を図ることができる。 以上の理由により五島市と随意契約を行うものである。	第167条の2 第1項第2号

## 平成27年度限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:五島振興局

習	号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
	19	五島振興局	建設部 福江空港 管理事務所	H28.3.31	平成28年度 福江空港消防救難活 動業務委託	35,594,000	五島市福江町1-1 五島市	福江空港の消防救難活動業務については、下五島地域広域市町村圏組合と消防協定を締結し、委託していたが市町村合併後、同組合の業務を五島市が承継したため。また、航空機火災等高度な火災に対応できる者は島内には五島市消防本部しかなく、契約相手方が五島市に限られる。 以上の理由により五島市と随意契約を行うものである。	

H28.3.31 現在